

近世初期における宗門改帳の記載様式

—美濃国安八郡楡俣村の事例

森本一彦

一 はじめに

近世の家族・親族研究は、宗門改帳しゅうもんかいかちょうを中心資料としておこなわれてきた。しかし、神谷智が「宗門改帳自体の記載様式については、実証的（史料科学的）に十分に明らかになっていないと思われる」（神谷 一九九六 一一七頁）と述べるように、資料検討が不十分であることは否めない。大石慎三郎の論文（大石 一九五九）以降、歴史学における宗門改帳に対する資料評価が低下し、その結果として資料検討が積極的になされなくなったと思われる。しかし、歴史的資料に限らず、いかなる資料も限界はある。正岡寛司・藤見純子・嶋崎尚子は「残念なことに、これまでのところこの貴重な資料は、いくつかの制約のためきわめて限定された形でしか利用されておらず、その価値が十分に引き出されていない」（正岡・藤見・嶋

崎 一九九六 七一頁）と述べる。このような評価のある一方で、宗門改帳の利用に対しては、依然として禁欲的態度が強いと言わねばならない。

本稿では、宗門改帳の資料検討を通して、その可能性を提示することを試みる。このような資料検討においては、日本全体を対象とする視点と地域を限定する視点とが必要であると思われる¹⁾。つまり、宗門改帳は幕府の命令によって全国的に作成されたものであるから、その比較はキリシタン弾圧や幕藩体制を考える上にも重要であると考えられる。それに対して、地域を限定した分析は宗門改帳の展開を考えるには不可欠な作業である。宗門改帳の役割や支配のあり方を明らかにする手掛かりとなり得ると思われる。前者のマクロな視点に関しては、拙稿（森本 二〇〇二）において若干の考察を試みた。本稿では後者のミクロな視点に立って考察をおこなうこととす

る。

二 先行研究

宗門改帳に関する研究は、歴史学・社会学・歴史人口学などの分野からおこなわれている。歴史学の研究は、記載が複合家族から直系家族に変化することに注目して、それを小農自立によるものと考えた。つまり、社会経済史において農業経営の分析に使用された。

社会学においては家・同族研究の分析資料として利用された。また、速水融を中心とする歴史人口学は、多くの業績を発表し、近世社会学の基礎的な知見を提示している。以上の研究は、主に宗門改帳から近世の実態を復元しようとする試みであった。

これに対して、資料としての宗門改帳に対する分析もおこなわれている。つまり、宗門改帳の記載はいかなるものであるのかという問いかけである。大石慎三郎は宗門人別帳の資料的限界に言及し、「近世的小農の成立展開を検証する方法として、この『宗門改帳』の記載様式が、複合家族的構成から一戸一戸を独立した形に記載する単婚家族構成へ移行する時期を捉えて、初期本百姓の解体による近世的小農の展開の時期という評価を与えていること」（大石 一九七六 三二〇頁）に対して批判をおこなった。中村吉治は検地帳の記載単位と宗門改帳の記載単位のズレに注目し、「検地帳は検地条令そのほかによって、上のべたような作人名をあげ、宗門改帳

はまた宗門改の制度にあわせて、つじつまをあわせたものである」（中村 一九五九 一八四頁）と述べている。一方、関山直太郎は宗門人別帳の問題点を指摘した上で、「宗門人別帳が、徳川時代の人口状態を察知するために最も信頼すべき貴重な基礎資料であることにはかわりはない」（関山 一九五八 五九頁）と述べている。大石論文の初出は一九五九年であり、三論文は近世家族が議論された時期に発表されており、宗門改帳の資料的価値が問題とされたのである。

松浦昭（松浦 二〇〇〇）は宗門改帳に関する研究を検討しつつ、宗門改帳と照合することによってその本質的性格を明らかにすることを目指している。松浦は、①人的移動への警戒、②戸籍簿としての機能、③付随的役割、④宗教統制の四点について問題点を指摘している。そして、従来主張されていた人別帳と宗門改帳という別系統が次第に融合・混同されて宗門人別帳となるという通説に対して、両者を別系統のものとすることを主張する。そして、宗門改めの目的は宗教統制であったとしている（松浦 二〇〇〇 一一頁）。

高木正朗（高木 二〇〇二）は仙台藩に残された人数改帳に関して考察をおこなっている。人数改帳が領国経営に不可欠な基本調査であり、人頭・人数の把握と土地保有の把握を目的としたものであったとして、仙台藩においては一貫して人別改帳の性格を保持していたとしている（高木 二〇〇二 三四頁）。

正岡寛司・藤見純子・嶋崎尚子（正岡・藤見・嶋崎 一九九六）は、理論的ベースタイプと方法の提示をめざしたが、その前提として宗門改帳の資料的な性格について言及している。そこでは、宗門改帳が行政資料であることを確認する必要性を強調するとともに、

天領であった甲州西郡筋西南湖村の表書の変遷と記載様式に関する考察をおこなっている。表書については宝永六年（二七〇九）から

「切支丹穿鑿」の文字が消えて「宗門改帳」あるいは「宗旨改帳」となり、安永九年（二七八〇）から「人別帳」という記載がみられるとしている。記載内容については、寛文一〇年までの世帯や世帯員の記載が不完全であり、特に五歳未満の子供の記載がほとんどないとしている。その後、記載内容はより詳細になっていったことを指摘している（正岡・藤見・嶋崎 一九九六 七四―八〇頁）。

神谷智は、尾張藩を対象として「『人的移動』への警戒Ⅱ『人的移動』の把握という観点から、主として宗門改帳の様式と機能を中心に検討することにより、改めて『クリシタンの脅威』の存在の有無と宗門改帳の歴史的性格の変化を考える」（神谷 一九九六 一七―一八頁）ことを目的として研究を進めている。宗門改帳関係簿は一七世紀後期の寛文期から元禄期にかけて詳細に書かれたが、一八世紀前期には詳細さを欠き、奉公人移動に関する把握が不十分であったとしている。それが一八世紀中期から一九世紀にかけてより一層正確さを求められたとしている（神谷 一九九六 一三七―一

三八頁）。尾張藩における人的移動を指標として宗門改帳の機能の歴史の変遷を示した。

東昇（東 一九九七）は二つの視点から岡山藩の事例を分析した。一点目は、宗門改帳の様式の変遷についてである。岡山藩における宗門改帳は表題から七期に分けることができ、政策・作成方法の変遷と対応していることを指摘している。二点目は、印判と紙という宗門改帳には不可欠なモノに対する考察である。つまり、初期の宗門改帳は印判と花押が併用されており、二、三年後には印判に統一されるという興味深い事実を指摘している。宗門改帳の作成とともに印判が普及したのではないかと推察している。また、宗門改帳の作成のために使用される紙の負担を減らすために縦帳から横帳へと変化したとしている（東 一九九七 七頁）。二点目に関する分析は、宗門改帳と民衆文化を考える上において非常に刺激的であり、さらに発展されるべき問題であろうと思われる。

川口洋（川口 一九九〇）は宗門改人別家別帳のデータベース化を示し、目的として、奥会津地域の三ヶ村の資料検討をおこなっている。川口は電数が家数より多い第一期と電数が家数とほぼ等しくなる第二期に分かれることを指摘している。第一期では電数が現住世帯数を示し、家数が集落に存在する住居数を示しているのに対して、第二期では電数・家数ともに集落に存在する住居数を示しているとしている（川口 一九九〇 二〇頁）。時期によって記載方針が

異なっていることが指摘されている。

平井晶子（平井 一九九六・一九九八）は宗門改帳の記載様式の比較からそこに「記載された家族」を読みとろうとした。つまり「『どう記載されていたのか』を分析し、それをもとに家族観を再構成しようとする点にある。近世の人々の手による資料の、まさに『記載された家族』の分析という新たな手法を用いて、彼らの家族への『まなざし』、彼らの抱いていた家族観を読み」（平井 一九九八・一八四頁）とることをめざした。平井は一八世紀後半から宗門人別改帳の記載が戸主を中心としたものになっていくと指摘している（平井 一九九八・一九四頁）。平井の研究は独創的なアプローチである。

本稿においても、これらの研究を踏まえて考察を進めていくこととする。本稿は、前述の通り対象地域を限定するミクロの視点に立つ研究であり、美濃国安八郡楡俣村⁵を研究対象地とする。

三 楡俣村の概況

楡俣村は、現在岐阜県安八郡輪之内町に属する。集落は、福束輪中に位置している。福束輪中は、長良川・伊尾川・大樽川・中村川に囲まれている。楡俣村は輪中集落で水田地帯であるが、丸山幸太郎によれば「水田率は、楡俣村では慶安二年五四％・天保九年五九％」（丸山 一九八二・六三頁）であった。

関ヶ原の戦いまでは福束城主丸毛氏によって支配され、その後徳永左馬助支配、旗本加藤平内預かりを経て、元和年中に幕府直轄地として美濃国奉行岡田将監善同の支配を受ける。善同の後を継いだ子善政は万治三年（一六六〇）に勘定頭となって、この地を離れる。その後も幕府直轄地として美濃代官の支配を受け、宝暦一三年（一七六三）に大垣藩預かりとなった。近世の楡俣村は、西条村・十連坊を枝村とし、村高も合算したものが記載されている。しかし、楡俣村・西条村にはそれぞれに庄屋があり、行政文書も各々に作成され、各庄屋に保管されてきた⁶。十連坊は西条村の一部と考えられていた。

慶長一四年（一六〇九）「濃州安八之新楡俣郷東條村御指出之事」によれば「高辻」として一五七〇石二斗八升とある（『輪之内町史』一九八一・八〇四頁）。元和九年（一六二三）の年貢指出には、楡俣村分が五四九石五斗四合五勺であり、西条村分が四七三石七斗四升五合二勺とある（『輪之内町史』一九八一・八〇五頁）。寛永六年（一六二九）の「楡俣村已之年免定之事」では村高一五七一石五斗五升のうち五七一石五斗七升九合が「高不足」とされている（『輪之内町史』一九八一・八〇五―八〇六頁）。この高不足について、西脇康は延宝四年の「人別帳」に「是ハ元和九亥年岡田伊勢守御繩入之時、新田之内ニ入、又ハ川欠ニ罷成申候」（『輪之内町史』一九八一・八一―七―八二九頁）とあることから、「楡俣新田が当村から一村立ちし

た」としている（西脇 一九八二a 五三頁）。また、成松佐恵子は、延享三年（一七四六）の「楡俣村高反別差出帳」に「楡俣新田へ高御入被成、本村高不足ニ被成候ニ付、今以地不足故、年々地不足ニ御定被下」とあり、楡俣新田分であるとしている（成松 二〇〇〇三頁）。

楡俣村は天災に見舞われることが多かったようである。天保九年（一八三八）の「村差出明細書上帳」には「出水之節ハ畑方五町九反五畝式拾七步水下ニ相成候事」とあるとともに、「当村田方 水場ニテ照統候得ハ早損仕候」ともある（『輪之内町史』一九八一八六八頁）。輪中集落である楡俣村は、洪水の被害をこうむる可能性が高かったのは勿論であるが、輪中上郷であり、水利を天水によっていたため干害をこうむったのである。

楡俣村は枝村として西条村を含んでいたが、本村としての楡俣村も村方騒動により分裂をしている。承応三年（一六五四）に年貢算用仕法をめぐる村方騒動がおこり、上組と下組に分かれる。上組の源蔵が庄屋となって、独立した村政をおこなうのである。さらに元禄一六年（一七〇三）の村方騒動によって下組から中組が分裂し、各々に庄屋が置かれることになる。幕末期の文書には西条村の庄屋を含め、四名の庄屋が連名するものも見られる。

「楡俣村」という表現には、枝村の西条村に対する本村としての楡俣村を指す場合と、楡俣村・西条村・十連坊を含んだ近世行政単位

としての楡俣村がある。本稿では、注記がない限り前者の本村としての楡俣村の意味として使用する。

四 戸口資料の残存状況

楡俣村の棚橋家文書には、宗門改帳・人別帳などの戸口資料が江戸時代初期から幕末まで残存している。そのうち一七世紀には一四冊の戸口資料が残存し、その後約百年の欠年があつて一八世紀末か

表1 楡俣村戸口資料表題

和 暦	西暦	史料表題
寛永15	1638	安八郡楡俣村宗門改帳
寛永21	1644	安八郡楡俣村五家組并宗門改帳（A帳）
正保3	1646	安八郡楡俣村五家組并宗門改帳（B帳）
正保3	1646	安八郡楡俣村五家組并宗門改帳
慶安2	1649	濃州安八郡楡俣村五家組并宗門改帳
万治2	1659	安八郡楡俣村五家組并宗門改帳
万治3	1660	安八郡楡俣村五家組并宗門改帳
寛文1	1661	濃州安八郡楡俣村五家組并宗門改帳
寛文3	1663	〔楡俣村五家組宗門改帳〕
寛文5	1665	安八郡楡又村五家組并宗門帳（A帳）
寛文5	1665	安八郡楡俣村五家組并宗門帳（B帳）
寛文5	1665	濃州安八郡楡俣村五家組并宗門改帳（雛型）
寛文9	1669	濃州安八郡楡俣村宗門改之帳
天和4	1684	濃州安八郡楡俣村人別帳
寛政8	1796	東本願寺宗美濃国安八郡楡俣村当辰年宗門人別御改帳

らはほぼ欠年なく宗門人別帳が残存する。（表1）本稿では、一七世紀の戸口資料を中心に分析を加える。一七世紀の宗門改帳は成立期にあたることから希少であることは言うまでもなく、

キリシタン取締りを考える上にも貴重な資料である。また、家制度の成立は近世初期から中期になされたと考えられており、近世初期における宗門改帳の分析は不可欠なものであると言えよう。楡俣村の宗門改帳に関する分析は、高牧實（高牧 一九七三）、西脇康（西脇 一九八二a、一九八二b、一九八五）、大島真理夫（大島 一九九三）によっておこなわれている。

高牧は複合家族から直系小家族への展開を明らかにすることを目指し、美濃国の一事例として楡俣村の宗門改帳を分析している。一七世紀の宗門改帳に見られる下人は人格的に従属しているが家役を負担する本百姓であるとしている（高牧 一九七三 一七八頁）。また、分割相続等により別経営をしている者も複合家族の構成員となっていたとしている（高牧 一九七三 一七九頁）。さらに正保三年（一六四六）の宗門改帳と天和四年（一六八四）の人別帳とを比較して、血縁家族の員数の減少、複合家族から直系小家族への変化、一年季奉公人の増加を捉えて大きな家族構成の変動があったとしている（高牧 一九七三 一九七頁）。

西脇（西脇 一九八二a、一九八二b、一九八五）は近世前期の楡俣村の村落構造と支配の関係を究明することを目的としている。そのため宗門改帳だけでなく、他の文書も使用して分析を進めている。楡俣村の村落構造を特徴付けているのは何人分かの年貢を一名が一括納入する「内付」関係であるとし、このような関係が宗門改帳の

複合家族の記載の前提となっていることを指摘している（西脇 一九八二a 六二頁）。

大島は正保三年の記載が異なる二冊の宗門改帳に注目して、それが農民把握の原理の違いによるものであるとした。族縁的小共同体や複合家族を中世末からの残存として考えるのではなく、近世初期の夫役制のもとで形成され石高制への一元化の中で解体したのではないかという仮説を提示している（大島 一九九三 八〇頁）。

五 表題の変化

宗門改帳の表題の分析は、宗門改帳を分析する上で基礎的な作業であると思われる。そこで、宗門改帳の表題について検討する。表1は楡俣村に残存する寛政八年（一七九六）以前の宗門改帳の表題リストである。寛永一五年（一六三八）の表題は「安八郡楡俣村宗門改帳」となっているが、寛永二二年（一六四四）には「安八郡楡俣村五家組并宗門改帳」と変化する。この変化は、寛永二一年に新たに五家組の機能が加わったというのではない。寛永一五年の記載単位は「一壺家」と表記され、その「壺家」の後には、

右八左衛門家内人数宗門、此書立之通相違無御座候、下人置替
於申 = は、其当座 = 宗旨を改、頼候坊主之手形を取、指上ヶ可
申候

という文言がある。そして、五家組の後には、

右五家組中若徒者御座候か、何_ニても御法度相背候者御座候_ニ
おゐてハ、組中自可申出候、若見隠し置候ハ、当人之義は不
及申_ニ、組中曲事_ニ可被仰付候

として家主の名前と印判がある。さらにその後には、

右五家中宗門、拙僧共旦那相違無御座候_ニ付、判形仕候

と旦那寺と印判がある。最後に、

右今度五家組并宗門御改_ニ付、此帳面_ニ書上ケ申通_ニ御座候、
吉利支丹宗門は老人も無御座候、吉利支丹宗門之者見聞次第_ニ
申上候ハ、御褒美可被下候由、奉得其意候、此以後他所より
入人在之_ニおゐてハ、宗旨ヲも改組へ入、重て証文指上ケ可申
候

として、「五家組并宗門御改」としている。

榎俣村の五家組に関しては、寛永七年（二六三〇）「安八郡榎俣
村五人組請書」（『岐阜県史』史料編近世九 一九七三 四八七―四八

八頁）、寛永十一年（二六三四）「安八郡榎俣村五人組法度請書」
（『岐阜県史』史料編近世九 一九七三 四八九―四九〇頁）が残存して
いる。しかし、これらには宗門改めについての記載はない。しかし、
寛永一八年（二六四二）「安八郡榎俣村五人組帳」（『岐阜県史』史料
編近世九 一九七三 四九三頁）には、

伴天連・きりしたん・門徒・曲者老人も無御座候、村中之男女
不残其宗門ヲ書付、旦那・ねきのうら判・うら手形別儀_ニ□上
ケ候事

とある。「宗門ヲ書付」とは宗門改帳のことであると思われるが、
宗門改めに際して五家組が強く関与していたと考えられる。同時期
に五人組帳が作成されており、宗門改帳との区別はあったと思われ
るが、寛永一五年「安八郡榎俣村宗門改帳」に五家組の要素が濃く
反映していることから宗門改めの主体が五家組であったことをうか
がわせる。寛永一五年の宗門改帳の実態が寛永二十年からの「安八
郡榎俣村五家組并宗門改帳」という表題となったと考えられる。寛
永二十一年以降は、寛文五年（一六六五）まで「五家組并宗門改帳」
という表題となっている。表題については、同時期における他の地
域の検討を要する。

寛文九年（一六六九）には「濃州安八郡榎俣村宗門改之帳」に変

更される。しかし、寛文五年と寛文九年の帳面の記載に違いはほとんどない。寛文九年の帳面もそれ以前と同様に五家組ごとに記載されている。敢えて相違を指摘するとすれば、本文の最初の部分に「吉利支丹宗門御改ニ付旦那寺手形帳」という記載があること。さらに、宛先が名取半左衛門から杉田九郎兵衛に変わっていること。この時点で楡俣は幕府直轄地であり、宛先は代官であった。表題が寛文九年（一六六九）に変化することは、杉田九郎兵衛が代官となることと対応している。

帳面の変化という意味では、天和四年（二六八四）「濃州安八郡楡俣村人別帳」の影響が大きい。宗門改帳と人別帳は性格を異にするのは当然であるが、ここでは戸口資料として比較をしてみる。それ以前のものとは違い、天和四年の記載単位は五家組ではない。また、下人・下女を「召使」として家族とは区別して記載している。このような相違は、天和四年の人別帳に始まったものではない。確認できるものとしては、西条村西松家文書の中に延宝四年（一六七六）「人別帳」〔輪之内町史〕一九八一―八一七―八二九頁〕がある。これは楡俣・西条両村を対象にしたものである。延宝四年「人別帳」は、家主の名前しか記載されず、他は人数のみが記載されている。そして、下人・下女の区別もなされている。また、持高や馬などの記載があることから、天和四年「人別帳」は延宝四年「人別帳」をより詳細に記載したものであることが分かる。天和三年（一

六八三）は代官が甲斐庄四郎右衛門に交代した年である。石井良助は天和三年に江戸で人別帳の制度が設けられたことを紹介している（石井 一九八一―一三七頁）。二冊の「人別帳」とそれ以前の宗門改帳との違いは、当然作成目的の違いによるものと思われる。それ以降の帳面への影響を考えると、天和四年の人別帳の存在は大きいと思われる。

天和四年以降楡俣村における戸口資料は、寛政八年（二七九六）まで残存しない。寛政八年の表題は「東本願寺宗美濃国安八郡楡俣村当辰年宗門人別御改帳」となっている。表題は、寛文九年「宗門改之帳」と天和四年「人別帳」を合わせたものとなっている。これは、単に表題の問題だけではなく、記載様式においてもその影響を見ることができると。つまり、記載単位が「人別帳」と同様に五家組ではなく、五家組は「組合」として帳面の最後に一覧の形で記されている。

このような表題の変化は、いつおこったかは分からない¹⁰⁾。枝村であった西条村の戸口資料が、安永二年（二七七三）から明治二年（二八六九）まで欠年なく残存するが、その表題の変化が楡俣村の事例を考える材料となると思われる。一番古い帳面の表題は、「美濃国安八郡楡俣村之内西条巳年宗門御改帳」であるが、安永六年（二七七七）には「濃州安八郡楡俣村之内西条西年宗門人別御改帳」となる。安永七年（二七七八）は「濃州安八郡楡俣村之内西条戌年

宗門人別御改帳」であるが、東本願寺宗・禅宗・浄土宗の宗派別の三冊となる。西条村は実質的には独立村として存在しているが、支配においては楡俣村の枝村として扱われた。そして、行政的には一つとされていたことから考えれば、楡俣村の戸口資料が「宗門人別御改帳」に変わったのも安永七年であったと考えられる。宝暦一三年（一七六三）には大垣藩預所に付替えられており、この変化は大垣藩との関係で考えるべきであろう。ただし、記載様式については安永二年と安永七年で変化は見られない。

六 残存年と提出日

天和四年は人別帳であるので、宗門改帳である寛永一五年から寛文九年までに限定する。この間の戸口資料の残存間隔は一定していない。（表一）

棚橋家文書に現存する寛永一五年（一六三八）の宗門改帳は、現在発見されている最初のものであるとされている（速水 一九九七五四―五五頁）。前年には島原の乱が起こり、寛永一五年には取締りを強化する命令が出される。このようなキリシタン取締りを受けて作成されたことは想像できる。寛永一五年の宗門改帳には「右今度五家組并宗門御改ニ付、此帳面ニ書上ケ申通ニ御座候」とある。「今度」とあることから、宗門改帳が初めて作成されたことが窺える。

寛永一八年「安八郡楡俣村五人組帳」には、「伴天連・きりしたん・門徒・曲者咿人も無御座候、村中之男女不残其宗門ヲ書付、旦那・ねきのうら判・うら手形別儀ニ□上ケ候事」（『岐阜県史』史料編近世九 一九七三 四九三頁）とある。この文面からは、宗門改帳が毎年作成されていたかどうかは分からない。寛永一八年あるいは寛永一九年の宗門改帳は現存せず、寛永二一年の「五家組并宗門改帳」が現存している。

正保三年の「五家組并宗門改帳」には、「吉利支丹宗門之義、年々御改ニ付、下人以下召抱候ニも堅相改候故、不慥成者咿人も無御座候、只今も御改之上、旦那坊主之判形取、指上ケ申候」とある。宗門改めを「年々」おこなっており、「不慥成者」はおらず、今回の改めでも旦那寺の判形をとっていることを述べている。慶安二年の「五家組并宗門改帳」には「宗門之義年々御改ニ付、不慥成者無御座候故、只今ハ旦那坊主之判形為被仕上ケ不申。若無念ニ改以来知れ申候者拙者共曲事ニ可被仰付候」とある。ここでも「宗門之義」が「年々」おこなわれていると述べている。万治二年においても「吉利支丹宗門之儀年々御改ニ付」とある。しかし、これらの記載からは宗門改めが毎年おこなわれていたとしても、帳面の作成・提出が毎年おこなわれていたとは断定できない。万治三年の帳面についても吉利支丹宗門について述べられているが、宗門改帳を毎年作成するかどうかは書かれていない。

寛文元年には「右五家五人組合来利支丹宗門御改被成候。亥年御打入之御も宗門御吟味被仰付候。此度も又召抱之下人以下迄堅相改申候通ニ面々旦那坊主之判形を取指上ヶ申候」とある。「亥年」とは二年前の万治二年であり、寛文元年は二年ぶりの宗門改帳の作成であったことが分かる。万治三年については、五家組の定が写され、その後「一打」ごとに人名が並ぶ。

寛文三年には「宗門御改之儀者寛文元年丑年仕上候帳面旦那寺之判形取上申通、今以少しも相違無御座候」とある。寛文三年には一人一人の旦那寺は記載されていない。しかし、寛文元年の帳面と旦那寺は違わないと書かれている。寛文元年に準拠して寛文三年の帳面が作成されたことが分かる。この時期には、宗門改帳が毎年作成されてはいなかったことが窺える。

寛文五年には「吉利支丹宗門御改被成候。度々御吟味被仰付候へ共、弥無断絶様ニ召抱候下人以下迄堅相改申通、面々旦那坊主之判形取指上ヶ申候」とある。「無断絶様」は毎年おこなうことを命じたとも読めるが、寛文四年（二六六四）十一月の幕令を見ると、「耶穌宗門御制禁たるといへとも、密々弘之族有之と相見候、いま断絶無之条、向後は遂穿鑿候役人を定、常々無油断家中井領内改之」（『御触書寛保集成』一九七六 六三三頁）とあり、クリシタンが根絶しないことを述べている。寛文五年の文面からは吟味を徹底させようとしていることは分かるが、宗門改帳が毎年作成されたかど

表2 楡俣村宗門改帳提出日

和 暦	西暦	種類	月	日
寛永15	1638		11	15
寛永21	1644		4	2
正保3	1646	A	12	16
		B	12	16
慶安2	1649		2	21
万治2	1659		8	15
万治3	1660		8	19
寛文元	1661		8	
寛文3	1663		3	
寛文5	1665	A	3	
		B	4	28
寛文9	1669		2	
天和4	1684			
寛政8	1796		3	

九七 六一頁）。表2は、楡俣村における一七世紀の宗門改帳の提出日であるが、宗門改帳の提出日が統一されていないことが分かる。それは月だけの不一致ではなく、春・夏・冬と季節すら異なっている。また、作成年が近ければ、提出日も近いかと言えれば決してそうではない。一七世紀において提出日には規則性が見られなかった。

以上のことから、寛永一五年から寛文九年においては、宗門改めは常におこなうことを前提としていたが、宗門改帳の作成は定期的なものではなかったと考えられる。換言すれば、棚橋家文書における寛文九年までの宗門改帳は散逸したのではなく、作成されたものの多くが今に伝えられていると考えられる。

うかは不明である。寛文九年についても同様の記載がある。

宗門改帳の提出日は、村により一定しているのが一般的である（速水 一九

惣領手前ニ罷有候

拾歳

浅之介

八歳

まん

五歳

伝之介

五人内 男三人
女二人

倅長三郎
年七歳

娘はの
年拾七歳

年廿九歳

二女 右同断

三男 右同断

召使三人内 男一人
女二人

馬壹疋 栗毛

娘やす

下人市助年三拾六歳笠松御支配所豊喰村方一年季ニ抱申候

下女まき年式拾七歳当村方老年季ニ抱申候

是ハ摂州大坂米屋町善兵衛方ニ奉公仕候

壹人

倅弥与吉

是ハ同州大坂上本町美濃屋弥兵衛方ニ奉公仕候

年廿三歳

壹人

娘ひち

馬壹疋

年廿七歳

壹人

同かね

是ハ安八郡勝村拾四年已前縁付遣申候

年廿五歳

資料E 寛政八年「宗門人別御改帳」

家壹軒

当村

高拾式石七斗八升式合

一東本願寺宗

了常寺旦那

百姓清 八印
年五拾五歳

同

女房

是ハ安八郡善光村万七娘廿老年已前縁付来申候 年五拾五歳

倅幸右衛門

寛文九年までの記載単位は、「一」として区別されるとともに、「壹家」と称されている。そして、それぞれ個人名が記載されるとともに、続柄が記載されている。続柄は第一番目に記載された人物（以後、筆頭者と呼ぶ）に対してのものである。ただし、筆頭者以外の女房や子供については、各々が関係を持つ者に対しての続柄が記

載されている。「女房」「母」などの名前は一貫して書かれず、続柄によって記載されている。また、父については、名前が書かれることもあるが、「おや」などの続柄で記載することも見られる。旦那寺については一人一人に対して書かれることを原則にしている。寛永二年の「五家組井宗門改帳」については、旦那寺が記載されていない者についても寺印が押されている。寺印が押されているのは寛永一五年・寛永二年・正保三年A帳・万治二年で、各々は個人ごとに寺印が押されている。

万治三年は、表題が「五家組井宗門改帳」となっているが、ここには旦那寺が記載されていない。五人組帳の定書の後に書かれたものであり、下書きであるが、宗門改帳として作成されたのかどうか不明であって同列に扱えない。

寛文三年も旦那寺が表記されていない。この帳面には表題がないが、

右楡俣村五家組合百姓中吟味仕、少も悪き者無之ニ付、組合如斯御座候。井宗門御改之儀者寛文元年丑年仕上候帳面旦那寺之判形取上申通、今以少しも相違無御座候。村中ニ不審成者宗門御座候者、早速改御注進可申候ハ、油断仕、わきより申し出候者、村中曲事ニ可被仰付候。其上牢人又者他所方かけ落之者など抱置申問敷候。若筋目有之、村に有付度と申おゐて慥成

請人を立、御手代衆へ御届申上御下知を請可申候。為其庄屋・年寄之判形仕上申。仍如件。

とあり、この帳面が宗門改めの機能を持っていることが述べられている。五家組が宗門改めの単位であるとしている。しかし、宗門改めは寛文元年の通りであるとしている。この寛文三年の帳面については検討の必要があると思われる。

寛政八年については、筆頭者に旦那寺が書かれ、その女房には「同宗」「カ」と記載されている。天和四年については「人別帳」であるので、旦那寺の記載がない。

人数の集計については、寛永一五年は総人数しか記載されていない。寛永二年・正保三年A帳・正保三年B帳・慶安二年・万治二年・寛文元年・寛文三年・寛文五年A帳・寛文五年B帳には五家組の人数と総人数が書かれている。万治三年は記載単位である「一打」の人数と総人数が書かれている。寛文九年は「一打」の人数、五家組の人数、総人数が書かれている。天和二年・寛政八年は「一打」の人数と総人数が書かれている。

下人・下女の区別は、天和四年の「人別帳」でなされる。天和四年においては、下人・下女がどこから奉公に来ているのかも書かれている。寛文八年以降の記載は、下人・下女を「一打」の合計人数に含んでいる。下人・下女にはどこから奉公に来たのか、何年季であ

るのが書かれている。このような記載は下人・下女に限らず、女房や養子においてもなされる。また、天和四年には、持高・馬の所持が記載されている。寛文八年以降も持高・馬が記載されている。

八 沓家数について

一七世紀における楡保村の戸口資料の沓家数（記載単位数・人数を比較する。表3は沓家数・人数を表し、表4は筆頭者を示したものである。表4の「沓家No」は速水によるBDSの家番号の付け方に準じた（速水 一九八八 四五―四八頁）。また、正保三年と寛文五年は二冊の帳面が存在するので、表4は以下の通りに表記した。正保三年については、B帳にはA帳の筆頭者全員が記されているので、B帳のみに記された筆頭者を（ ）で示した。一方、寛文五年については、二冊の筆頭者が全く同じであり、特に問題はない。

沓家数は、寛永一五年から寛永二二年に二九家から三三家へ増加する。このうち、五家については寛永一五年のみに記載され、九家は寛永二一年から記載される。寛永二一年から記載される九家のうち三家（沓家No16A・26A・26B）は寛永一五年には下人として記載されていたものが、寛永二一年には沓家として記載されたのである。また、三家（沓家No33・34・35）はいずれも寺院であり、寛永一五年には記載されていないが、且那寺として押印している。寺院の出現については記載方針の問題であり、新設されたのである。残り三

表3 沓家数と人数

和 暦	西暦	種類	沓家数	人 数	
				記載	実数
寛永15	1638		29	151	146
寛永21	1644		33	351	350
正保3	1646	A	26	225	224
		B	41	266	267
慶安2	1649		26	220	221
万治2	1659		22	181	216
万治3	1660		19	111	111
寛文元	1661		19		115
寛文3	1663		18	101	102
寛文5	1665	A	19		111
		B	19		112
寛文9	1669		20	132	134
天和4	1684		39	215	214
寛政8	1796		66	273	273

家（沓家No 30・31・32）については寛永一五年との関係が不明であり、寛永一五年のみに記載された五家と関係があるのかも知れない。西脇は

「系譜不明の三名の農民が、ほぼ入村者とみられる（ただし、天和四年の系譜不明分は除外した）」（西脇 一九八二a 七九頁）とし、加右衛門（No31）、九郎左衛門（No39）、以伯（No43）を挙げている。⁽¹²⁾ そのうち、沓家No39の九郎左衛門については「正保元年に九郎左衛門は何らかの理由で慶正寺を請人に頼み伊勢国員弁郡入川村から入村してきた」（西脇 一九八二a 八〇頁）とし、沓家No31の加右衛門（伊勢屋）については「慶正寺の親族とされ伊勢外宮に関与する商人が土着したものとみられる」（西脇 一九八二a 七九頁）としている。他の者も他村から入村した可能性もある。あるいは、宗門改帳の欠年があり、年齢記載がないことから、欠年の間に名前が変

近世初期における宗門改帳の記載様式

表4 沓家筆頭者一覧 ※正保3年の()はB帳のみに記載された筆頭者名 ※沓家№22の経右衛門と孫右衛門は同一人物

沓家№	寛永15	寛永21	正保3	慶安2	万治2	万治3	寛文元	寛文3	寛文5	寛文9
01	八左右衛門	八左衛門	八左衛門	八左衛門	八左衛門	八左衛門	八左衛門	八左衛門		
01A			(与左衛門)							
02	兵三郎	藤十郎	藤十郎	藤十郎	助左衛門	助左衛門	助左衛門	助左衛門	助左衛門	甚十郎
03	七郎左衛門	七郎左衛門	七郎左衛門	七郎左衛門	七郎左衛門	七郎左衛門	七郎左衛門	七郎左衛門	彦三郎	彦三郎
03A			(又三郎)							
04	半兵衛	半兵衛	半兵衛	半兵衛	半兵衛	半兵衛	半兵衛	半兵衛	半兵衛	
05	五郎左衛門	五郎左衛門	(五郎左衛門)							
06	庄三郎	庄三郎	庄三郎	庄三郎	助太郎	助太郎	助太郎	助太郎	助太郎	三郎右衛門
07	忠三郎	忠三郎	忠三郎	忠三郎	忠三郎	忠三郎	忠三郎	忠三郎	忠三郎	忠三郎
08	次郎左衛門	次郎左衛門	二郎左衛門	次郎左衛門	十蔵	十蔵	十蔵	十蔵	十蔵	十蔵
08A			(七右衛門)							
09	吉左衛門	権六	権六	権六	新右衛門	新右衛門	新右衛門	新右衛門	新右衛門	新右衛門
10	文四郎	文四郎	文四郎	文四郎	文右衛門	文右衛門	文右衛門	文右衛門	文右衛門	文右衛門
11	太郎兵衛	太左衛門	太郎右衛門	太郎右衛門	太郎右衛門	太郎右衛門	太郎右衛門	太郎右衛門	太郎右衛門	太郎右衛門
11A			(長左衛門)		長左衛門					長左衛門
11B									戸市	
12	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	彦六	彦六	彦六	彦六	彦六
13	勘七	勘七	勘七	勘七						
14	半十郎	半十郎	長太夫	長太夫						
15	加兵衛	佐左衛門	佐左衛門	佐左衛門						
16	勘右衛門	勘右衛門	勘右衛門	勘右衛門						
16A		喜右衛門	(喜右衛門)							
16B			(久蔵)							
17	勘三郎	勘三郎	勘三郎	勘三郎						
17A			(勘十郎)							
18	弥左衛門	弥左衛門								
19	伝左衛門	伝左衛門	伝左衛門	伝左衛門						
20	甚吉									
21	藤右衛門	伝蔵	藤右衛門	藤右衛門						
22	源右衛門	源右衛門	経右衛門	孫右衛門						
22A			(新八)							
23	長七	長七	長七	長七						
23A			(九右衛門)							
24	左之助	左之助								
25	清十郎									
26	五兵衛	五郎右衛門	五郎右衛門	五郎右衛門	五郎右衛門	五郎右衛門	五郎右衛門	五郎右衛門	惣七郎	太郎左衛門
26A		左右衛門	左右衛門	左右衛門	左右衛門					
26B		清蔵	(清蔵)							
27	藤左衛門									
28	太兵衛									
29	勘四郎									
30		長九郎	(長九郎)							
31		加右衛門	加右衛門	加右衛門	加右衛門					
32		次兵衛								
33		了常寺				了常寺	了常寺	了常寺	了常寺	了常寺
33A			加兵衛	加兵衛	加兵衛	加平	加平	加兵衛	加兵衛	加兵衛
34		慶安寺								
35		慶正寺			慶正寺	慶正寺	慶正寺	慶正寺	慶正寺	慶正寺
36			(経左衛門)							
37			(利兵衛)							
38			二郎右衛門	次郎右衛門	市兵衛					
39			九郎左衛門	九郎左衛門	九郎左衛門	九郎左衛門	九郎左衛門	九郎左衛門	九郎左衛門	九郎左衛門
40			(介蔵)							
41					長右衛門	七郎兵衛	七郎兵衛	七郎兵衛	七郎兵衛	七郎兵衛
42					六右衛門	六右衛門	六右衛門			
43					彦右衛門	以伯	以伯	以伯	以伯	以伯
44									平八郎	与左衛門
45										与三右衛門
46										与右衛門

って確定できないのかもしれない。¹³⁾

正保三年の宗門改帳は二冊あり、沓家数は異なる。A帳は二六家、B帳は四一家である。沓家数だけが違うのではなく、人数も違うのである。沓家数から見ると、A帳の記載方針が以降も続くものと考えられる。本節では、正保三年A帳を比較対象として、B帳を補足資料とする。正保三年の二冊に関する考察は別稿に譲る。

寛永二十一年と正保三年A帳の沓家数は、三三家と二六家である。

正保三年に沓家数が減少していることになるが、B帳を見ると四一家で増加していることになる。筆頭者を比べると、寛永二十一年と正保三年A帳の両方に筆頭者として登場するのは二三家である。正保三年A帳には筆頭者とされないが、正保三年B帳に筆頭者とされる者は四家ある。寛永二十二年の筆頭者で正保三年に見られないのは六家である。そのうち、左之助(沓家No24)は正保三年A帳では太郎右衛門(沓家No11)の下人として、正保三年B帳では長左衛門(沓家No11A)の弟として記載されている。正保三年に記載されていない五家のうち了常寺・慶安寺・慶正寺は、正保三年A帳では旦那寺として押印している。このうち了常寺と慶正寺は万治二年にはその名前が見えるが、慶安寺については天和四年まで名前が見えない。他の弥左衛門と次兵衛は正保三年に確認できない。寛永二十一年になく、正保三年A帳に見られるのは二家である。

正保三年A帳と慶安二年の沓家数は二六家で同じである。筆頭者

も同じで変化がない。ここからも正保三年A帳がそれ以降の宗門改帳の記載方針になったことが分かる。慶安二年と万治二年の沓家数は二六家から二二家に減少する。その内訳は、連続する沓家が一七家で、九家が姿を消して、五家が新たに加わっている。このうち慶正寺(沓家No35)は寛永二十一年の帳面に沓家として記載されている。また、加兵衛(沓家No33A)に記載されている了常寺もやはり寛永二十一年に記載されており、万治三年からは沓家と記載される。これからも正保三年・慶安二年においては、寺を記載しないという方針で宗門改帳が作成されていたことが分かる。また、新たに加わったうち長左衛門(沓家No11A)は正保三年B帳において沓家として記載されており、慶安二年には次郎右衛門(沓家No38)の弟として記載されている。しかし、万治三年には了常寺の弟として記載されるが、寛文九年になると沓家として記載される。残りの三家の長右衛門・六右衛門・彦右衛門については、慶安二年に見られず、他村からの入村者である可能性が高い。慶安二年から万治二年に姿を消した沓家数は九家と多い。これには、承応三年の村方騒動によるところが大きい。つまり、源蔵を中心として上組と下組に分裂する。これ以降、源蔵が庄屋となり独立した村政をおこなうことから、宗門改帳も別に作成されたと考えられる。そのため沓家数の大きな減少が見られたと考えられる。そして、寛文九年まで沓家数は安定するのである。

以上のような沓家数の変化には、家数の増減や村方騒動などの要因とともに記載方針が影響していたことが考えられる。沓家をどの範囲で記載するかがこの時期の問題であったと考えられる。

九 五人組帳・役米帳・免割帳

本節では五人組帳・役米帳・免割帳との関係を見ることにする。寛永七年（二六三〇）の「五人組請帳」（『岐阜県史』史料編近世九一九七三 四八七―四八八頁）に連名されているのは三二名であり、そのうち印判があるものは二二名である。他の一〇名は印判がなく、五家組として把握されていない。寛永十一年（二六三四）の「五人組請書」（『岐阜県史』史料編近世九 一九七三 四八九―四九〇頁）には五三名が記載されている。庄屋は一名、五家組に属する者は三七名であり、その他の一五名は「誰々内」のように記載されている。そのうち印判がないのは一二名であるが、庄屋と五家組に属する者は一二名中七名である。印判がある者については印を押した者と花押を記した者がある。印を押した者は二四名であり、花押を記した者は一七名である。花押を記した者のうち一五名が五家組に属する者であるが、残り二名は「源濟内」「五郎右衛門」と記載された者であり、下人と考えられる立場の者である。下人層が花押を使用しているのである。寛永十二年（二六三五）の「楡俣村家数の覚」（西脇 一九八二a 四二―四三頁）に連名しているのは三〇名である。

その内訳として「拾九人ハ本役人、三人ハ寺、式人 あらしこ、一人ハとうすつくり、沓人ハたはこきり、一人ハ小あるき、式人ハは、後家、沓人ハ庄屋」（西脇 一九八二a 四二―四三頁）と記している。「あらしこ」は八左衛門下人忠助と五兵衛下人吉蔵を指しており、下人のことである。「は、後家」については女性であることにより、本役人とされなかったと考えられ、本来は二一名が本役人となる可能性を持っていたのであろう。寛永十八年（二六四一）の「安八郡にれ又五人組帳」（『岐阜県史』史料編近世九 一九七三 四九〇―四九三頁）においては七五名が連名しているが、これは「家主」以外に「男之子」「おや」「弟」「ふ代」などの続柄の者が記載されているからである。「家主」は二七名であり、「男之子」が三名、「親」が一名、「弟」が四名、「ふ代」が七名である。

寛永十九年の「役米帳」には二六名が記載され、各々の持高が記載されている。西脇によれば「役米帳は対領主関係で生じる公式諸経費を各農民の所持高に応じて賦課した帳簿である」（西脇 一九八二a 四五頁）として、寛永十九年の用途を示している（西脇 一九八二a 四七頁）。役米は高割と家割の合計によって決定される。家割は二斗であり、高割は持高の約七・四パーセントであった。役米は、高割と家割で課せられていたので、出作に対しては高割分のみが課せられていた。寛永二〇年（二六四三）「年貢帳」には出作二名を含む二六名が記される。しかし、寛永二十一年の「役米帳」では

出作二名を含んで二二名となる。さらに正保三年の役米帳では二一名が、慶安二年の「取米」では二八名、承応二年の「役米帳」では二九名、万治三年の「免割」では四三名が記載されている。承応二年の高合計は五二五石八斗七升であるのに対して、万治三年の高合計は四二五石八斗二合である。高が一〇〇石減少したのは承応三年の村方騒動により、上組が分離した分である。

以上のように五家組や役米による把握が、先に見た宗門改帳の沓家の把握と関連するであろうことは想像できる。また、万治三年の「免割」における記載が四三名であり、正保三年の宗門改帳B帳による沓家が四一家であることから、両者の記載方針がかなり類似したものであったことが窺える。実際は高を持っていても、五人組帳、役米帳においては名前が記載されていないであろうし、宗門改帳では筆頭者として記載されていないと考えられる。これは寛永一二年「楡俣村家数の覚」(西脇 一九八二a 四二―四三頁)において記載された「本役人」を単位とする方針により作成されたと考えられる。ところが、慶安四年「これ又村家なミノ覚」(西脇 一九八二a 四三頁)では「本役」が二六名とされるが、それ以外にも役の負担者が記載される。つまり、「七分」が三名、「六分」が一名、「半」が七名、「三分」が五名記載されており、合計四二名が記載される。これは、まさに万治三年の「免割」に共通するものであり、実質的な高持に対して役の負担が課せられるという変化として理解できる

のではないだろうか。西脇はこのような状況を「内付」関係と呼び、年貢について「農民によっては納入高が何人分として一名が一括して納入している」(西脇 一九八二b 三一頁)状況としている。そして、「内付」の関係には、直系親族の親・子・孫の場合が多くみられ、なかには独立した経営体をもつ農民(分家)までも含まれている。(中略)『内付』主農民こそが現実の年貢納入主体ということが出来る」(西脇 一九八二b 三一頁)としている。

従来複合家族として把握されてきたような単位が、なぜ宗門改帳に記載されていたかを考える時に、年貢納入や役負担を中心とした記載方針のあり方を視野に入れて考察する必要がある。逆に言えば、単大家族として記載されているからといって、複合家族的な結合が全くなくなったとも断定できないであろう。記載方針の転換として捉えるとしても、年貢納入や役負担といった支配が、実態的な村落共同体や家族・親族にまったく影響を与えなかったとも考えられない。つまり、村落内身分は支配の仕方によっても方向づけられるのであろう。実態が記載様式に影響しているとも考えられる。記載方針がどのような状況によってなされたかの検討が必要であろう。楡俣村の場合、年貢納入や役負担の単位の変化が宗門改帳の記載に大きく関わったことが推測される。

表5 一致者・不一致者

A	B	Bのみ	A B共	Aのみ
寛永15	寛永21	43	104	246
寛永21	正保3A	215	135	89
寛永21	正保3B	190	160	108
正保3A	正保3B	16	211	43
正保3A	慶安2	15	212	10
正保3B	慶安2	67	203	22
慶安2	万治2	139	87	131
万治2	万治3	123	93	20
万治3	寛文元	6	107	10
寛文元	寛文3	19	98	6
寛文3	寛文5A	17	85	26
寛文3	寛文5B	13	89	24
寛文5A	寛文5B	4	107	5
寛文5A	寛文9	41	70	61
寛文5B	寛文9	39	73	61
寛文9	天和4	90	44	170

一〇〇 人数について

宗門改帳の人数について検討する。表3を見ると、寛永一五年は一四六名と少なく、寛永二一年は三五〇名であり、二〇〇名以上の増加が見られる。六年間で二〇〇名の増加は多いように思われる。沓家の規模を比較すると、寛永二一年における沓家規模は大きくない。これは、寛永一五年の宗門改帳において記載されていない者が多数あることを予想させる。寛永一五年と寛永二一年との不一致者（表5）の続柄を見ると、子・娘などの子供が多数を占めるが、弟・妹も多い。また、下人・下女の非血縁者も多い。

正保三年はA帳とB帳で人数が違う。慶安二年との比較から考えると、A帳の二四名がそれ以降

の人数と合致するものであらうと思われるので、正保三年はA帳を比較の対象とする。寛永二一年から正保三年にかけて人数は一〇〇名以上も減少している。沓家の規模を見ると、沓家数が減少しているにもかかわらず、規模が縮小している。ここからも、寛永二一年の宗門改帳は記載されない人数が少なく、実際に存在した人数に近いものであったと考えられる。

慶安二一年に二二一名、万治二一年に二一六名となり、万治三年には一一一名となる。万治三年の減少については、承応三年の村方騒動による上組の分離が影響しているが、万治二年から万治三年の人数の減少は異常と言わざるをえない。この間の沓家規模を見ても、万治二年の沓家は全体的に大きいことが分かる。そこには人為的な要素を考えざるを得ない。万治三年には支配が岡田将監から名取半左衛門に交代している。村側がより少なく申告するという人数の調整をおこなったのではないかと考えられる。

以上から見れば、宗門改帳の記載がすべての村人を記載したものと限らないことが分かる。それでは、どのような基準によって記載されたのであらうか。先述した寛文一五年と寛文二一年との不一致者（表5）の続柄に子・娘・弟・妹などの年少者が多いことから考えれば、記載基準の一つとして年齢があったことが予想される。寛文元年の宗門改帳には「十ツ上沓人も不残宗門相改申候」とあり、一〇歳以上の者を改めるようにとしている。しかし、寛文五年

になると「五歳以上老人も不残宗門相改申候」とある。どちらも名取半左衛門の支配下であったが、四年間で宗門改めの年齢基準が変更されたのである。そして、寛文五年には宗門改帳の雛型が作られて、年齢記載をすることが要求されたことが分かる。それ以前は、宗門改めの年齢基準が命じられても宗門改帳に年齢記載がないために十分な記載確認ができなかったと考えられる。つまり、年齢を偽ることによって、記載洩れが多く発生していたと思われる。宗門改帳の記載の徹底を図るために、年齢を記載させたのではないだろうか。

それでは、記載対象となる年齢はどのように設定されていたのであろうか。延宝四年の「人別帳」〔輪之内町史〕一九八一―八二七―頁には筆頭者の名前しか記載されていない。しかし、合計人数と内訳人数が男女別の人数、下人・下女の人数が書かれるとともに、「老人拾歳ヨリ内童」として一〇歳までの子供の人数が区別されている。さらに寛政八年「宗門人別御改帳」では合計人数において「男百三拾四人内／七拾九人 拾五歳已上六拾歳已下／五拾五人 拾四歳已下六拾歳已上」と記載されている。寛政八年には前年からの出生者数や他村からの入村者数も書かれており、すべての村人の記載が基本となっている。このような年齢区分はそれ以前の年齢記載がない宗門改帳の記載基準として存在していた可能性がある。寛永一五年と寛永二一年の不一致者の続柄として母や祖母な

表6 年齢分布

年齢層	寛文5年A		寛文5年B		寛文9年		天和4年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
1-5							5	5
6-10	3	3	2	3	5	1	12	6
11-15	5	5	5	6	4	9	12	6
16-20	6	2	6	1	11	4	12	12
21-25	7	3	6	4	9	2	15	13
26-30	10	7	8	8	12	3	10	11
31-35	6	4	7	4	7	5	20	13
36-40	5	3	5	3	6	9	10	4
41-45	10	5	10	6	10	3	9	2
46-50	3	1	4	1	5	1	6	7
51-55	2	8	2	8	4	9	2	4
56-60	4	2	4	2	7	4	5	
61-65	3	2	3	2	3	1	3	2
66-70		1		1			2	1
71-75	1		1				2	1
総計	65	46	63	49	83	51	125	87

どの高齢の可能性が高い者が多く見られることは、記載対象者の年齢は下限だけでなく、上限にもあったことを予想させる。

寛政八年の年齢区分は、そのことを裏付けていると思われる。表6を見ると、寛文五年と寛文九年の年齢分布で五歳以下は記載されていない。さらに寛文九年では六六歳以上が記載されていない可能性が高い。寛文五年B帳においても、六六歳以上が二名しか記載されておらず、実際にいなかったのか、記載しなかっただけなのか判断できない。また、表6を見ると、男女比の偏りが見られ、低年齢層がかなり少ない。その意味では天和四年が実態に近いように考えら

れるが、検討を要すると思われる。

これらの状況を見れば、寛文元年以前においては、記載する年齢基準は明記されていないが、寛文元年に一〇歳以上を記載することが明記されたことは、それ以前においては年齢基準があいまいであったか、あるいは一〇歳より上で基準が設定されていたことが考えられる。先に検討した人数や壺家規模の大きな揺れは、このような年齢などの記載基準が変動したことによってのではないかと思われる。それは支配者からの要求と村の記載の実態によるせめぎ合いによって生じたと想像される。そのような記載基準のあいまいさは、性別や続柄においても存在したのではないかと考えられる。それ故、一七世紀における榎俣村の宗門改帳の記載は、歴史人口学的な分析には適さないものと言えよう。しかし、それは統計資料としては不適當であっても、その記載自体は何らかの事実の反映であるうと思われる。資料の揺れ自体が、分析の対象となると考える。

一 一 記載年齢

榎俣村の宗門改帳・人別帳に年齢が記載されるのは、寛文五年からである。それ以前は年齢が記載されていない。寛文五年には雛型が残されている。

一 壺家

右同断 誰年幾ッ

同 女房年幾ッ

同 男子年幾ッ

同 女子年幾ッ

同 下人誰年幾ッ

同 下女誰年幾ッ

一 壺家

右同断 誰右同断

一 壺家

右同断 誰右同断

一 壺家

右同断 誰右同断

一 壺家

右同断 誰右同断

この雛型では、年齢が記載されることが要求されている。雛型の表紙には「寛文五年巳三月日」の日付がある。寛文五年「五家組并宗門改帳」は、雛型に基づいて作成されたものと思われる。ただし、寛文五年には、二冊の「五家組并宗門改帳」が残存する。A帳には「三月日」、B帳には「卯月廿八日」の日付がある。二冊の記載様式は同一である。日付から考えると、雛型に基づいてA帳が作成され、その後何らかの理由からB帳が作成されたのであろう。しかし、なぜ二冊が作成されたかは分からない。

何郡何村何宗何寺且那

寛文五年の二冊において記載年齢を比較してみる。寛文五年の二

表7 寛文5年一致者年齢差・続柄

年齢差	男								女								総計			
	筆頭者	子	親	弟	甥	叔父	下人	下人子	女房	娘	母	妹	子女房	弟女房	弟娘	叔父女房		下女	下人女房	下人娘
-5				1																1
-2	1			1																2
-1				1										1						2
0	18	11	1	8	2	1	13		14	3	7	1		3	3	1	1	5	1	93
1										1							2			4
4								1					1				1			3
5		1					1													2
総計	19	12	1	12	2	1	14	1	14	4	7	1	1	4	3	1	4	5	1	107

冊の帳面両方に記載されているのは一〇七名である(表5)。表7は寛文五年の二冊の年齢差を表したものである。年齢差は、

〈B帳の年齢〉-〈A帳の年齢〉

で表したものである。この表を見ると±五歳の範囲に収まっており、±両方に分布している。同じ年齢が記載されているのは九三名であり、年齢が異なるのは一四名である。一歳の差については、調べが三月と四月という差によって生じたのかもしれない。性別から見ると、男性が八名に対して女性が六名である。続柄も特定のものに偏っているわけではない。

次に、A帳・B帳どちらか

表8 寛文5年不一致者年齢層・続柄

年齢層	A帳			B帳			総計
	男子	下人	下女	弟女房	下人	下女	
6-10	1						1
11-15						1	1
21-25		1		1		1	3
26-30		1	1				2
41-45				1			1
46-50					1		1
総計	1	2	1	2	1	2	9

一方にしか記載されていない(不一致者)の検討をしてみる。(表8) 不一致者はA帳で四名、B帳で五名である。続柄から見ると、女房・男子・下人・下女という異動をとまなり可能性が高い者たちである。下人・下女は言うまでもないが、女房も後に作成されたB帳のみに見られる。また、男子についてはA帳に記載されているが年齢は六歳である。これも死亡等の可能性が考えられるケースである。寛文五年のA帳・B帳の年齢差および不一致者については、それぞれの人数も少なく、意図的な記載の誤りとは考えにくい。なぜ寛文五年において二冊の宗門改帳が作成されたかは不明であるが、できる限りの一貫性を持たせようとしたことが窺える。

寛文五年と寛文九年の記載年齢を比較する。寛文五年については卯月に調べがおこなわれたB帳を使用することにする。寛文五年B帳と寛文九年における一致者は七三名である。表9は一致者七三名についての年齢差を表わしたものである。年齢差は、

表9 寛文5年B・寛文9年の年齢差

年齢差	男						女					総計
	筆頭者	男子	親	弟	弟男子	下人	女房	女子	母	男子女房	弟女房	
-17				1							1	2
-14			1									1
-12									1			1
-10	1	1			1				1			3
-9									1			1
-8	1			1			1				2	5
-5						1		1				3
-4	1			1			1				1	4
-3		2					1					3
-2	1			3			1				1	6
-1	3	1					1					5
0	2	4		1			1	1			1	10
1		1		2		3		1	1			8
2	1					1	3				1	6
3	2			2								4
5	1			1								2
7	1			1			1					3
8							1					1
10	1											1
13							1					1
14	1											1
16	1											1
17	1											1
総計	18	9	1	13	1	5	13	1	4	1	7	73

によって求めた。つまり、年齢差が±〇であれば、通常に加齢された年齢記載がなされていることを表す。マイナスになると若返りが起こり、プラスになると予定されている以上に老齢化していること

〈寛文九年の年齢〉—〈寛文五年B帳の年齢〉—4

を示す。表9を見ると、年齢差の範囲がかなり広いことが分かる。これは先述の寛文五年と比べてもかなり大きな差である。年齢差が±〇であったのは七六名のうち一〇名である。±1を入れている、二三名と非常に少ない。筆者の同定作業の誤りかと思われるほどの結果となっている。しかし、間隔が四年しかないと、名前・壱家における続柄などを検討した上で同定をおこなっている、ので、帳簿上の同定にはそれほど誤りはないと考えられる。それらの状況を考慮すれば、表9に現われる年齢差は大きすぎると言わねばならない。最大で一七歳の差が見られるが、一世代の差に当たる。また、年齢差は±〇近くに集まっているが、全体的に分散している。続柄については、寛文九年のものを使用した。続柄では、本来最も正確に把握されているはずの筆頭者の年齢にも整合性が見られない。女房は離縁・再婚などが考えられるので、名前がないことから同定にかなりな困難を伴うが、それにしても四年間における年齢差にしては大きすぎると思われる。表9からは年齢記載の正確さに対する疑問が投げかけられるばかりである。

最後に寛文九年と天和四年の記載年齢を比較してみる(表10)。寛文九年と天和四年の間隔は一五年あり、そのため記載者の同定はかなりむずかしい。そのため同定できた

表10 寛文9年・天和4年の年齢差

年齢差	男						女		総計
	筆頭者	惣領	親	兄	弟	下人	女房	母	
-16					1				1
-14	1								1
-13							1		1
-10				1					1
-5	1								1
-4	1								1
-3	2						2	1	6
-2	5				1				5
-1		1							1
0	5	1					3		9
1	1		1				2		4
2	3		1						4
3	2						1		3
5	1	1							2
6						1			1
7	1								1
8	1								1
18								1	1
総計	24	3	2	1	2	1	9	2	44

一致者は四四名である。年齢差は、

〈天和四年の年齢〉—〈寛文九年の年齢〉—15

によって求めた。±〇であれば通常の加齢をしたことを表している。対象数が少ないが、年齢差の範囲は広い。年齢差が±〇であったものは四四名のうち九名であった。±一を加えても、一四名にしかならない。また、筆頭者の多くに年齢差が見られた。

寛文五年・寛文九年・天和四年の年齢記載について見ると、寛文

五年のA帳とB帳については一ヶ月程度の間隔しかなく、年齢の記載に一貫性が見られた。しかし、それ以降の異なる年の間においては大きな年齢差が見られ、記載年齢の一貫性が低い。とすれば、寛文五年から年齢の記載が義務付けられたが、正確さを欠いたものであった。

しかし、これほどまでに年齢が違うことは逆に多くの疑問を生じさせる。村人の年齢に対する認識がそれほどまでに低かったのだろうか。宗門改帳を作成したと考えられる村役人の立場から見れば、同一時期の文書があるにも関わらず、なぜ前の帳面を参照して年齢を調整しなかったのかという疑問が生じる。年貢の計算をしている村役人にとってはこのような計算は簡単であったと思われる。一方、宗門改帳は支配者に提出されて、何らかの形で確認がおこなわれるものであるから、これほど整合性を欠いた書類であれば当然大きな問題となると思われる。当然村人は年齢をごまかすことによって、成人男性に課せられる役負担を逃れることができるのである。それに対して支配者は、できるだけ正確な調査をおこなって村人を把握しようとする。ただし、近世初期の楡保村における役負担者の把握だけに限れば、先にも見た家数算や五人組帳の範囲でよかったのであろう。それが、全村人の把握へ変化していくのは、宗門改めからの要請であるとともに、役負担の変化であるのかもしれない。しかし、それだけでは、年齢記載が不正確な宗門改帳が作成され、残存

した説明にはならない。寛文五年・寛文九年・天和四年の宗門改帳の提出先について注目する必要がある。この時期の楡保村は幕府直轄地として代官支配を受けるのであるが、寛文五年は名取半左衛門、寛文九年は杉田九郎兵衛、天和四年は甲斐庄四郎右衛門が代官であった。各々の宗門改帳の提出先が変わっているのである。まさにそのことが一貫性のない記載年齢を許した原因ではないだろうか。

寛文九年・天和四年は杉田九郎兵衛・甲斐庄四郎右衛門が代官となつた翌年にあたるのである。寛文九年・天和四年の宗門改帳は、代官となつた直後に村人の把握をすべく作成されたものと言えよう。

そして、不正確な宗門改帳は、その提出が毎年でなかったか、あるいは代官所に保管されていなかったことを意味していると考えられる。そして、記載年齢の引き下げと人別帳における単婚家族単位による記載は、記載内容の正確さを求めるものであったと考えられる。

一二 印判について

前節では一七世紀の宗門改帳は、正確に記載されていなかったのではないかと述べた。そのような不正確な記載が通用した条件として、代官による確認があまり徹底していなかったのではないかと推測した。

寛永一五年からの宗門改帳を比較すると、初期のものに印判があることが注目される。一般に村に残る宗門改帳には印判があるもの

表11 宗門改帳の記載内容 ※○は有、△は一部有、×は無

和 暦	西暦	種類	印 判			年 齢	宛 先
			寺印	役人	筆頭者		
寛永15	1638		○	○	○	×	岡田将監
寛永21	1644		○	○	○	×	岡田将監
正保3	1646	A	○	○	○	×	岡田将監
		B	△	×	×	×	岡田将監
慶安2	1649		×	○	○	×	岡田将監
万治2	1659		○	○	○	×	岡田将監
万治3	1660		×	×	○	×	名取半左衛門
寛文元	1661		×	○	○	×	名取半左衛門
寛文3	1663		×	○	○	×	名取半左衛門
寛文5	1665	A	×	×	×	○	名取半左衛門
		B	×	×	×	○	名取半左衛門
寛文9	1669		×	×	×	○	杉田九郎兵衛
天和4	1684		×	×	×	○	(甲斐庄四郎右衛門)
寛政8	1796		×	×	○	○	大垣預役所

は少ない。というのも、村に残された宗門改帳は支配者に提出された正本に対する控である(速水 一九九七 六一頁)からである。しかし、楡保村の寛永一五年・寛永二年・正保三年A帳の宗門改帳には、筆頭者・村役人・且那寺の印が押されている(表11)。作成過程から考えれば、印判は「筆頭者↓村役人↓且那寺」の順で押され、支配者に提出されたと考えられる。寛永一五年・寛永二年・

正保三年A帳は正本と同じであったと言える。正保三年B帳には印判がない。慶安二年は筆頭者と村役人の印はあるが、且那寺の印はない。ところが、万治二年には筆頭者・村役人・且那寺の印がある。

万治三年のものはどちらかと言うと五家組の指示を村人に徹底する意味があると思われ、村役人・旦那寺の記載がないので印はない。筆頭者の印はあり、確認の意味があつたのではないかと思われる。寛文元年・寛文三年は筆頭者と村役人の印があり、旦那寺の印はない。ただし、寛文三年については、旦那寺の記載自身がない。寛文五年以降は一切の印判がなくなる。

このような印判の有無と前節における記載年齢を考えるならば、特に岡田将監の支配下では役人の確認はあつても帳面は提出されなかったのではないかとも思われる。ただし、控でも印判があるものも見られるので、正本とも控とも考えられるわけであるが、万治二年を最後に旦那寺の寺印がなくなることは注目すべきであろう。村内の旦那寺しか押印しない場合とは違い、複数の村外寺院と寺檀関係を持っており、控であっても印があればそれが提出された正本と同じものであつたと考えるべきであろう。また、役所での宗門改帳の保管も厳重におこなわれていなかったのではないかと考えられる。また、頻繁に代官の交代があるが、その折に宗門改帳の引継ぎが厳密におこなわれたかどうかは疑わしい。特に寛文二年には代官名取半左衛門は陣屋を笠松へ遷したが、その折に宗門改帳などが引き移されたかどうか問題であろう。『輪之内町史』によれば、近世初期の榎俣村は「関ヶ原の戦いの折、愛知県足助町出身の棚橋家が、勝村で徳川方の勝利に貢献してこの地を賜り、その後、当村榎俣の

棚橋家を中心に展開するようになった」（『輪之内町史』一九八一—六七頁）としている。支配者が短期間に変つたのに対して、庄屋は変らなかつたことから村方文書は村役人主導で作成されていたことが推測される。そのような事情も、先に述べた文書のあり方をもたらしただけではないだろうか。

一三三 まとめ

以上、一七世紀における榎俣村の宗門改帳の検討をおこなつた。記載様式の検討を通して近世初期の宗門改帳の性格を検討しつつ、その背景にある村落の状態を推測した。本稿における分析を以下にまとめる。

- ① 宗門改帳の表題は、初期には「五家組并宗門改帳」と五家組が主体的に関わつていたことが分かる。また、「宗門改帳」から「宗門人別帳」への表題の変化には、天和四年の人別帳が影響しており、人別改めの要素が強くなつたと思われる。
- ② 残存年と提出日から見ると、宗門改めは常におこなわれることを要求されていたが、宗門改帳が毎年作成され提出されたかどうかは疑わしい。
- ③ 記載単位である「老家」の増減は、家数の増減という単純な問題だけでなく、承応三年の村方騒動による分裂という村行政の問題が関係していた。しかし、それらの要因だけですべてを

説明することはできない。そこには支配者と村の関係から生ずると思われる宗門改帳の記載方針が大きく関係していたと思われる。

④ 五人組帳・役米帳・免割帳との比較からは、一七世紀の宗門改帳の記載単位は西脇が指摘した「内付」関係を反映したものとなっていることが推測された。

⑤ 人数が年によって大きく変化していることが読みとれるが、それは人口の増減という要因だけで説明されるべきものではなく、宗門改帳の記載基準に大きく影響されていることが推測される。記載基準をすべて明確にすることはできないが、基準の一つとして年齢があったことは明らかである。記載対象者は全年齢ではなく、年齢の上限・下限があり、それが年毎に変更されたと考えられる。また、代官の交代の際に人数が書換ええられたと考えられる。

⑥ 年齢記載については、寛文五年以降の宗門改帳に見られるが、異なる年を比較すると同一人物において記載年齢に大きな違いが見られた。これについても代官の交代と関係があると考えられる。

⑦ 印判の変化を見ると、近世初期の宗門改帳が村役人主導で作成されており、代官への提出も厳密でなかったと考えられる。代官の交代にもなる宗門改帳の引継ぎはおこなわれていなか

ったのではないかと考えられる。

本稿では一七世紀における榎俣村の宗門改帳の分析を通じて、宗門改帳がどのような資料であるかを検討してきた。大石や中村は宗門改帳の記載単位が家族や世帯であるのかに疑問を抱いたのであるが、榎俣村における一七世紀の宗門改帳の記載は実態を表したものであったのかどうかも心許ないと言わねばならない。幕領であった榎俣村においてすら宗門改帳の記載が整合性を欠いていたことは、一七世紀における宗門改帳に対するさらなる資料批判が必要であることを意味していると言えよう。また、記載内容の検討においては宗門改帳における記載の整合性の欠如は、偽文書あるいは虚偽申告を意味しているとも考えられ、分析データとして不適当とも考えられる。しかし、そのような実態に則さない資料は分析する価値がないかと言えそうではない。逆にそのような実態に則さない宗門改帳が作成されたことが問題とされねばならないのである。もともと榎俣村の宗門改帳の場合、すべての記載が偽りであったとは言えない。人数の食い違いには記載対象者の年齢範囲が影響していると考えられる。各々宗門改帳において記載の年齢範囲が異なっていたと考えられるのである。寛文五年以降は年齢の記載がおこなわれ、宗門改帳により厳密さが求められることになる。つまり、榎俣村の宗門改帳も一八世紀に向かって人別帳の要素を付加することによって厳密さが求められることとなる。そのような厳密さが増すことは、

支配者から見ればより正確な人員把握の必要性が生じたからと言えよう。逆に一七世紀においては、村側は支配者に対して正確な人員把握を拒否する方向を示したのである。そのような支配者と村側の関係が宗門改帳の記載として表れ、一七世紀の整合性を欠いたものとなったと考えられるのである。宗門改帳と言ってもすべて同列に分析データとして扱うわけにいかない。時期や支配関係によってさまざまなバリエーションを持つものと考えられるからである。それ故今後さらなる比較検討が必要となろう。

一七世紀における榎俣村の宗門改帳に関して残された課題もある。第一は旦那寺に関する問題である。宗門改帳の分析において旦那寺に関してはあまり問題にされてこなかったが、やはり宗門改帳は宗教統制の一環として作成されたものである以上はこの問題を避けては通れない。特に榎俣村においては複檀家が確認され、一七世紀における資料は非常に貴重である。第二は正保三年の二冊の宗門改帳である。この二冊の宗門改帳は老家数・人数など記載内容が異なっている。宗門改帳が何を示しているかを考える上にも重要である。これら二点の残された課題については別稿において論じる予定である。

付記

本稿で使用した榎俣村の資料は榎橋家文書であり、現在、岐阜県歴史資料館に寄託されている。本稿作成にあたっては、科学研究費補助金（創成的基礎研究費）「ユーラシア社会の人口・家族構造比較研究」(代表：速水融)によって収集された文書の紙焼を閲覧した。現在、紙焼は国際日本文化研究センターに保管されている。

本稿は二〇〇一年四月の国際日本文化研究センター共同研究会「徳川日本の家族と社会」における報告をもとにしているが、共同研究会において共同研究員の方々からコメントをいただいた。論文作成にあたって落合恵美子先生から助言・指導をいただいた。また、本稿の成果は笹川科学研究助成によっている。お世話になった方々に謝意を表す。

注

- (1) 速水融は、宗門改帳作成の原理や記載の書式が藩によってことなっており、譜代大名などの所領替によって変化することから作成原理や記載方法が地方の特徴と言いつつ切れないと述べている。(速水 一九九七 五九頁) 非常に重要な指摘であり、宗門改帳の記載様式を分析する時に支配領主を視野に入れることが重要である。
- (2) 安良城盛昭(安良城 一九五九)、宮川満(宮川 一九五七、一九五九)などがある。
- (3) 中野卓(中野 一九六四)、藤井勝(藤井 一九九七)などがある。

- (4) 速水融(速水 一九七三、一九九二)、成松佐恵子(成松 一九八五、一九九二)などがある。また、落合恵美子(落合 一九九九)は歴史人口学の展開をまとめている。
- (5) 本稿で使用する資料で注記のないものは岐阜県歴史資料館に寄託された棚橋家文書であるが、分析にあたっては国際日本文化研究センターのEAPプロジェクト室に保管された紙焼を使用した。
- (6) 楡俣村の文書は棚橋家文書として岐阜県歴史資料館に寄託されている。また、西条村の文書は西松家文書として立教大学図書館と大垣市立図書館に所蔵されている。
- (7) 枝村である西条村の研究としては、速水融(速水 一九八八)、成松佐恵子(成松 二〇〇〇)の研究がある。
- (8) 村方騒動については、承応三年「楡俣村庄屋わけ一件訴状」〔輪之内町史〕一九八一 八八二―三頁)、元禄一六年「楡俣村庄屋交替勤方申上書」〔輪之内町史〕一九八一 八八四頁)があり、西脇の考察がある(西脇 一九八二b)。
- (9) 延宝四年以前にも楡俣村・西条村において各々詳細な人別帳が作成され、そのまとめが延宝四年「人別帳」〔輪之内町史〕一九八一 八一七―八二九頁)としてまとめられたのかもしれない。
- (10) また、美濃国における「宗門改帳」から「宗門人別帳」への表題の変化は、同じ年に起こったものでもない。この点に関する検討が必要である。
- (11) 西脇は「当村の宗門帳の限りにおいて、万治三年に名取半左衛門長知が郡代に就任してからは、改が毎年実施されるようになったとみられ、寛文五年からは構成員の年齢記載も要求されるようになった。」(西脇 一九八二a 四五頁)と述べる。ただし、その根拠については述べられていないために、本稿では検討ができなかった。
- (12) 筆者の検討によれば、系譜不明者と考えられるのは、沓家No 28・31・32・38・39・40・41・42・43・44・45・46の一二家であった。これは、西脇が七冊の宗門改帳を対象としたことと、沓家を対象として系譜関係を復元していることによると思われる。筆者の分析は、個人が前の年に存在したかどうか確認できない場合は系譜関係が不明であると処理した。
- (13) 本稿では、確定できないものについては不明とすることを基本とした。
- (14) 中村吉治は検地帳の家と宗門改帳の家が違うことを指摘し、「封建的小農民というような規定は、だから、検地帳だけで、または宗門帳だけで、簡単にできるものでなく、二つをあわせて上で、さらに別の面からも考えねばならぬ」(中村 一九五九 一八二頁)と述べている。
- (15) 大島は「村内身分階層の形成と解体、家族形態の変化も、結局、石高制原理の浸透、全面化の過程であったと言える」(大島 一九九三 二六頁)と述べている。

参考文献

- 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』御茶の水書房 一九五九。
石井良助『家と戸籍の歴史』創文社 一九八一。

大石慎三郎「江戸時代における戸籍について」(大石慎三郎『近世村落構造と家制度』御茶の水書房 一九七六 三〇九―四〇五頁(福島正夫編『戸籍制度と「家」制度』一九五九初出)。

大島真理夫『近世農民支配と家族・共同体増補版』御茶の水書房 一九九三。

落合恵美子「家族史の方法としての歴史人口学」(野々山久也・渡辺秀樹編『家族社会学入門―家族研究の理論と技法』文化書房博文社 一九九〇 一六―一六二頁)。

川口洋「江戸時代における人口分析の方法―奥会津地域における「宗門改人別家別帳」のデータベース化を事例として」(『歴史地理学』一五二) 一九九〇 一六―三三頁。

神谷智「人的移動」の把握と宗門改帳―尾張藩を事例として―(利谷信義ほか編『戸籍と身分登録』ヘシリーズ比較家族七) 早稲田大学出版部 一九九六。

岐阜県『岐阜県史』史料編近世九 一九七三。

高木正朗「仙台藩の人口調査」(『地域情報研究シリーズ』三) 二〇〇一 三三―五六頁。

高牧實『幕藩制確立期の村落』吉川弘文館 一九七三。

高柳真三・石井良助『御触書寛保集成』岩波書店 一九三四。

中野卓『商家同族団の研究』未来社 一九六四。

中村吉治「検地帳の家」(喜多野精一・岡田謙編『家―その構造分析』創文社 一九五九 一六四―一八七頁)。

成松佐恵子『近世東北農村の人びと』ミネルヴァ書房 一九八五。

成松佐恵子『江戸時代の東北農村』同文館出版 一九九二。

成松佐恵子『庄屋日記にみる江戸の世相と暮らし』ミネルヴァ書房 二〇〇〇。

西脇康「近世前期美濃輪中地域の『小農』と村落―幕領安八郡楢保村における基礎的分析―」(『岐阜史学』七六) 一九八二a 四一―八二頁。

西脇康「近世前期の年貢算用と『村』秩序―『ならし』算用をめぐる村方騒動の分析を通して―」(『史観』一〇六) 一九八二b 一九―三九頁。

西脇康「近世農村の『家』と家結合―美濃平野部を中心として―」(『歴史評論』四二八) 一九八五 五六―六六頁。

速水融「近世農村の歴史人口学的研究」東洋経済新報社 一九七三。

速水融『江戸の農民生活史―宗門改帳にみる濃尾の一農村』日本放送出版協会 一九八八。

速水融『近世濃尾地方の人口・経済・社会』創文社 一九九二。

速水融『歴史人口学の世界』(岩波セミナーブックス六五) 岩波書店 一九九七。

東昇「宗門改帳の作成―岡山藩の宗門改帳の変遷―」(『岡山地方史研究』八二) 一九九七 一一―〇頁。

平井晶子「家族観の社会史―宗門改帳の分析を中心として」(EAP ワーキングペーパーシリーズ―ヘーラシアプロジェクト) 一九九六。

平井晶子「近世における家族観の一試論―『宗門人別改帳』の記載分析を通じて―」(『社会学雑誌』一五(神戸大学社会学研究会)) 一九九八 一八四―一九九頁。

- 藤井勝『家と同族の歴史社会学』刀水書房 一九九七。
- 正岡寛司・藤見純子・嶋崎尚子「近世農民の世帯と個人の動態的な理解のために―ライフコース・アプローチの応用―」（利谷信義ほか編『戸籍と身分登録』ヘシリーズ比較家族七）早稲田大学出版部 一九九六 七一―一三三頁。
- 松浦昭「史料『宗門改帳』研究序説」（『神戸商科大学創立七十周年記念論文集』二〇〇〇 一〇九―一二三頁。
- 丸山幸太郎『幕藩制解体過程の農村―近世美濃の農業と水の問題―』大衆書房 一九八二。
- 宮川満『太閤検地論』I部 御茶の水書房 一九五九。
- 宮川満『太閤検地論』II部 御茶の水書房 一九五七。
- 森本一彦「宗門人別帳の記載様式に関する一試論」（『生活文化史』三九）二〇〇一 六三―七三頁。
- 輪之内町史編集委員会編『輪之内町史』一九八一。